令和8年度建設工事入札参加資格審査申請について

大和村役場建設課

令和8年4月1日から令和10年3月31日(予定)まで(2年間)を有効とする村の建設 工事入札参加資格審査の申請を下記により受け付けます。

記

1 資格要件

建設工事入札参加資格審査を申請される方は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 建設業法第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団
 - イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
 - 工 役員等が,自己,自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義ももってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している 法人等
 - キ 役員等が,暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (4) <u>令和6年4月1日から令和 7 年3月31日の間に迎えた事業年度の決算日(以下</u> 「審査基準日」という。)を基準日とする建設業法第27条の23に規定する経営事 項審査を受けた者であること。
- (5) <u>資格審査を申請する建設工事について、審査基準日から直前2年間に工事実績</u>を有する者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない事業主であること。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項に規定する適用事業所の事業 主であって,同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っ ていないもの
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項に規定する適用事業所 の事業主であって,同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出 を行っていないもの
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業を行う 事業主であって,同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行ってい ないもの

2 受付期間等(窓口提出又は郵送,消印有効)

- (1) 受付期間 令和 7年10月1日~令和10年3月31日 (ただし, 土, 日, 祝日を除く。)
- (2) 送付先

T894-3192

鹿児島県大島郡大和村大和浜100番地

大和村役場建設課(建設工事入札参加資格申請係)あて

<u>※郵送・窓口提出の際,受領書が必要な方は返信用封筒(切手貼付)又は返信用ハガ</u> キを同封してください。

3 申請方法

指定の「建設工事入札参加資格審査申請書」により申請してください。

申請所様式については、<u>大和村ホームページに掲載しております</u>のでご確認ください。 注1 申請については、必ず申請期間内の提出をお願いいたします。また、書類が届いた かどうかの問合せについても確認に時間を要するのでご遠慮ください。(受領書の 返送を含みます。)

注2 申請書は、必ずA4ファイル(色指定:青色)に綴り提出してください。また、提出 の際には、ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記載してください。

4 留意事項

申請後に、「建設工事入札参加資格申請書」の内容に変更が生じた場合は、「建設工事 入札参加資格審査申請書変更届」を大和村役場建設課へ提出してください。

5 問合せ先

大和村役場建設課

〒894-3192 鹿児島県大島郡大和村大和浜100番地

TEL:0997-57-2142(直通)